

社会福祉法人石川県視覚障害者協会役員等の 報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川県視覚障害者協会（以下「法人」という。）定款第9条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、旅費支給規程により支給する。
2 前項の規定にかかわらず、非常勤役員及び評議員が理事会、評議員会に出席したときは、別記により費用を弁償する。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記：非常勤役員及び評議員の実費弁償

理事会・評議員会出席の都度、公共交通機関実費額とする。

但し、旅費規程の額を下回る場合は旅費規程の額とする。